

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推3番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、9月17日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字原市場字金山地内にある畑1筆、431㎡です。</p> <p>農地の現況は、適正に保全管理されております。</p> <p>また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については柏崎光一推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、市内の賃貸住宅に家族2人で居住をしております。</p> <p>申請人は、以前までは飯能市外に居住をしておりましたが、高齢である義理の両親の介護サポートのため、飯能市内に転居してきました。</p> <p>転居後も、介護のために片道25分の移動や緊急時の対応が大きな不安となっていました。</p> <p>そこで、妻の実家から車で10分圏内であること、また、介護サポートのための買い出しなどの利便性があること、そして、家庭菜園ではなく、地域</p>

販売も視野に入れた農地面積を確保できる場所を条件として、戸建住宅を建てられる場所を探しました。

しかし、宅地や雑種地では、そのような条件を満たす場所は見つかりませんでした。

そこで義理の両親に相談をしたところ、今回の申請農地であれば、実家の隣接地であり、スーパーや薬局、コンビニエンスストアなど日用品確保がしやすいなど、条件を満たすことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和7年9月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費、その他に対し、自己資金（一部支払済）と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司委員何か意見はありますか。

1 番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6 番

申請地の西側に隣接する農地の所有者について教えてください。

推3番	今回の貸渡人所有の農地となります。
6番	先程の事務局の説明の中で、申請人は地域販売も視野に入れた農地面積を確保できる場所を条件として、戸建住宅を建てられる場所を探しましたがとあるが、具体的にはどのようなことか教えてください。
事務局	今回の申請地の西側には、義理の両親が所有する農地があり、将来的には高齢となった両親から申請人夫婦が農地を引き継がなければならないと感じています。そのような中、せっかく農業をするのであれば、家庭菜園ではなく、地域販売も視野に入れ農業をしていきたいと考えております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可するべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第2号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。 借受人は、平成28年3月に明日の農業担い手育成塾を卒業し、28年4月から飯能市に新規就農者として就農しております。 平成28年度から令和2年度まで5年間、青年就農給付金を受けておりました。 経営作物としては、主に露地野菜です。 販路としましては、主にスーパーへ卸しております。

次に2人目の借受人は、平成29年に農業大学校に入学し、2年間農業を学び、卒業後は、実践で農業を学ぶため、長野県の農園で、露地野菜の栽培管理を学びました。その後も長野県のぶどう農園にてぶどう栽培を学びました。そのような中、たまたま飯能市を訪れた際に、立派なブドウ棚があるのを見たのをきっかけに、飯能市で就農することとなり、新たに就農開始するものです。

なお、今回の設定は、農地中間管理事業により、新たに農地を設定し営農拡大するものです。

このような実績からも借受け希望者への農地の貸付は適切であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

2番目の借受人の方について、借受期間が50年という設定はどのような経緯でなったのか教えてください。

事務局

借受人は、ぶどう栽培をする農家です。今回の申請地ではぶどう苗およびぶどう棚とそれぞれ高額な借金をして借用農地にて営農開始するにあたり、相当な不安がありました。そのような中、自身でも退路を断つ決意を持ち長期で営農に専念する気持ちで就農開始しております。今回、農地を借りるにあたり貸渡人はじめ相続対象者であるご子息様からも、地域農業の発展の為に賛同を得られ、また、農地中間管理事業による農用地の貸付制度を利用しての貸借である為、貸し手側も借り手側も安心ができるということで、今回の長期間での貸借に至りました。

6番

わかりました。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。
続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出について

て、報告第2号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【質問なし】

議長

なしとのことですので、次に、その他に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和7年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。